

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和6年10月8日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）	公示日
鹿角市花輪字鏡田48番	田	2,095	令和6年4月15日
鹿角市花輪字鏡田52番	田	880	令和6年4月15日
鹿角市花輪字鏡田53番	田	1,879	令和6年4月15日

2 利用権の内容等

内容	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和6年10月30日	10年	48,540円

3 利用権が設定された者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人秋田県農業公社 理事長 齋藤 了
秋田市山王四丁目1番2号

4 農地の所有者等の情報

所有者等が確知できない状態となっている。1の公示日に、農地法第32条第3項の規定に基づく公示が行われたが、所有者等からの申し出はなかった。

5 補償金の支払の方法

当該利用権の始期までに秋田地方法務局大館支局に補償金を供託する。

6 その他

農地の所有者等は、供託された補償金の還付を請求することができる。